

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**年齢 35 歳までの
従業員・パートを募集します。
これって、ありでしょうか？**

Q 不動産業を営んでいる A 社長から、
正社員・パート急募の広告を新聞の折り込みに出したいが、あなたの意見を聞きかせてくれ、という連絡がありました。下記の文が広告にしたいというものでした。

正社員・パート急募

- 1 仕事 営業事務（男女）
（アパート・マンションの案内から契約
に
至るまでの一連のお仕事です。）
- 2 資格 35 歳位まで職務経験不問
省令 3 号のイ
- 3 給与 社員 月給 18 万円～
パート 時給 850 円～

これってありでしょうか？

A. まず、結論から言いますと、この記述の中の用語パート、パートの時間給 850 円は、削除の必要があります。では、なぜ削除の必要があるかを説明します。

2007 年（平成 19 年）6 月に雇用対策法が改正されました。従来事業主の努力義務とされていた労働者の募集・採用をする際の年齢制限の禁止が義務化されました。

上記の 2 番目の資格で 35 歳位まで職務経験不問、省令 3 号のイと書かれています。

この省令 3 号のイとは、雇用対策法施行規則第 1 条の 3 の第 1 項の 3 号のイを示しています。つまり、

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等の採用・募集をする場合は、年齢制限が認められますという条文です。この事業主は、今回の採用・募集することで、これから将来、社員の職場での活躍を期待して採用しようとしているのです。だからこの記述は正しいです。ここで、もしもすぐにでも、会社の営業活動に参加できる人を雇いたい場合は、35 歳位までという記述は削除しなければなりませんでした。

つぎに、もっとも重要なことに触れたいと思います。タイトルにパート急募とあります。パート労働者とは、通常の労働者と比べて少しでも週の所定労働時間が短い人を言います。雇用対策法施行規則に当てはまる労働者は、正規労働者のことを言っています。だから、用語パート急募やパート時給 850 円～は、削除しなければなりません。では、こんな質問をすることも考えられます。改正パート労働法では、4 区分のパート労働者がありまして、区分わけの観点のすべて①職務の内容②人材活用の仕組み・運用等③契約期間に対して通常の労働者と同じにすれば、いいのではないかという考えもあります。そうだとすれば、通常の労働者を雇用すればよいということになります。他の事例として、あるゴルフ場のフロントの採用があります。

フロント パート

- ・ 経験者優遇、未経験者可
- ・ 休日 ローテーションによる
- ・ 30 歳まで

もうお分かりのように、30 歳という年齢制限を考えるのならば、パートという表現は、正社員にすること。また、経験者優遇、未経験者可という表現は、職務経験不問とするべきです。

今回の省令 3 号のイの事例以外で採用・募集で年齢制限が許されるものとして、いくつかを挙げます。

その一つとして、技能・ノウハウの継承の観点から特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定しかつ期間の定めのない労働契約の対象としての採用募集があります。(省令 3 号のロ)

特定の年齢層とは、企業単位で、30 歳から 49 歳までのうち任意の 5 歳から 10 歳幅の設定が可能としています。具体例として

電気通信技師として 30 歳から 39 歳までの人を募集します。これを、25 歳から 34 歳までとしますと、30 歳から 49 歳の範囲を超えてしまいますので認められません。また、30 歳から 49 歳までの方を募集しますとすると、年齢幅が 5 歳から 10 歳を超えてしまいますので、認められません。

もう一つとして、定年年齢を上限として、当該年齢未満の者を期間の定めのない労働契約の対象としての採用募集があります。(省令 3 号の第 1 項第 1 号)

例えば、60 歳未満の方を募集します。但し、契約期間は 6 カ月です。という記述を考えると、これは有期の労働契約となっていますから認められません。以上年齢制限が認められるには、どのような表現にすべきかを提示しました。この雇用対策法の第 10 条の年齢制限についての罰則規定はありません。しかし、行政の指導、助言、勧告があります。ぜひ各事業主の皆様には働く希望を持つすべての人に雇用の機会を与えてください。

2011. 5. 2 月

特定社会保険労務士 河原 精市